

令和6年5月30日

令和5年度女性の労働環境整備・活躍強化事業
(女性農業者グループの活動支援) 計画書

1 地域取組主体の概要

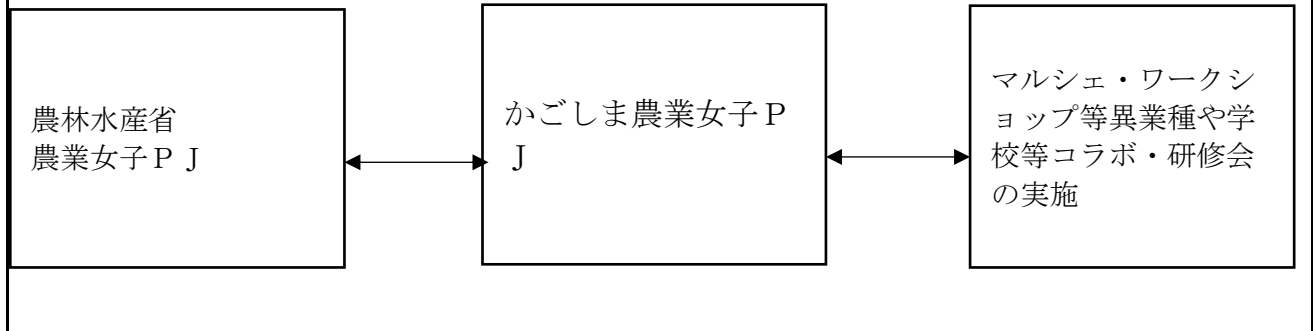
名称	かごしま農業女子プロジェクト	
所在地	鹿児島県いちき串木野市生福7223-1	
代表者	迫 智子	
主な組織の事業内容(注1)	<p>かごしま農業女子プロジェクトは、農林水産省が推進する「農業女子プロジェクト」メンバーのうち、鹿児島県在住のメンバーで構成しており、女性農業者が、全国のメンバーたちと共に学び情報交換を行うために設立した。</p> <p>活動の主な目的は、「1. 幼少期からの食育を通じて、農業の魅力を発信することで未来の担い手の育成・確保。2. 女性農業者の農業経営能力の向上」の2点を主に活動している。</p> <p>(1) 教育機関等の連携による未来の農業者の育成 (食育を通じた教育支援)</p> <p>ア 地域の生産者と農業高校等のコーディネート</p> <p>イ 農業生産、消費者交流の体験支援</p> <p>ウ ものづくり支援</p> <p>エ その他、農業経営の実体験の場の提供等</p> <p>(2) 女性農業者の経営力強化のための活動</p> <p>(3) 異業種等との連携による農業の魅力発信</p> <p>(4) 女性農業者の活躍に関する情報発信</p> <p>(5) 個別・集団プロジェクトに必要な連携活動</p> <p>その他、目的を達成するための活動</p>	女性農業者の人数： 34人 (注2)

(注1) 主な組織の事業内容は、具体的に記載する。

(注2) 構成員の所在地が複数の都道府県に跨る場合、所在する都道府県名をそれぞれ記入すること。

2 事業実施体制

農林水産省が推進する「農業女子プロジェクト」メンバーのうち、鹿児島県内に在住する女性農業者で、本プロジェクトの目的と事業内容に共感し、ともに活動する意欲のある者を会員とし、会員により構成され、代表1名、副代表1名、会計2名を役員とする。別途、監事1名を選出するものとする。



(注) 実施に必要な関係機関との実施体制を記載する。

3 女性農業者グループの立ち上げ、グループ活動の開始又は発展のための新たな取組に係る計画

(1) 地域内で活動する場合 (注)

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他				
区分番号	時期	内容	実施回数	参加する女性農業者の人数	備考
③	R6年8月	<p>ア・メンバーの圃場視察と料理教室</p> <p>鹿児島県内の農業学校をはじめ農業に興味のある一般の方へ呼びかけ、かがしま農業女子PJのレシピ集をベースに鹿児島県産の農産物をより知って頂くためメンバーの圃場視察と料理教室を行う。その際にかがしま農業女子PJのPR及び農業の魅力発信を行う。</p> <p>また、農業女子メンバーと直接話をする機会、関わりを持っていただくことにより、農業を身</p>	1	10名	

		近に感じていただく。			
④	R 6 年 10月	イ・メンバーの花農家の生花を使ったフラワーアレンジメント研修 今までアピールの場の少なかった花農家の花を使用したフラワーアレンジメント研修を 鹿児島県内の農業学校をはじめ農業に興味のある一般の方へ呼びかけ開催し、かごしま農業女子P JのPR及び農業の魅力発信を行う。また、農業女子メンバーと直接話をする機会、関わりを持っていただくことにより、農業を身近に感じていただく。	1	10名	
計			2		

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に取組の実施場所・範囲についても記載すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

(2) 都道府県を越えた連携・活動が含まれる場合 (注)

取組区分	①商品等開発 ②先進地視察 ③会員募集・農業体験の受入等に係る取組 ④研修会 ⑤マルシェ開催に向けた取組 ⑥その他							
	区分番号	時期	内容	実施回数	参加する女性農業者の人数	事業費(千円)	国庫補助金	備考
計								

(注1) 取組ごとに具体的に記載すること。また、事業実施主体は、本計画をホームページへ公表する際には、「事業費」及び「国庫補助金」の欄を削除すること。

(注2) 「内容」の欄に連携の内容、取組の実施場所・範囲についても記載(都道府県を越える連携・活動内容について明記)すること。

(注3) 「取組区分」から該当する区分番号を選択し、記載すること。

※必要に応じ、計画の詳細等を記載した資料を添付すること。

※添付資料のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

※国が必要と求める資料については、求めに応じ、遅滞なく提出しなければならない。

※第2の1の(5)の計画の承認申請においては、本様式中の「(実績)」を削除すること。